

原 著

戦国期の守護権をめぐって —越前朝倉氏の場合—

On the ruling power of *Shugo* in the warring period
— The case of Echizen Asakura —

今岡 典和

要約：戦国期の地域権力の性格の捉え方には様々な見解があるが、近年は特に「戦国大名」の概念を求める立場と、守護の概念を重視する立場が並存している。本稿では、戦国期の地域権力における守護職・守護権の意義を重視する立場から、その意義について改めて論じ、さらに具体例として越前朝倉氏を取り上げ、朝倉氏における守護職・守護権の意義について検討した。朝倉氏は、応仁の乱の時に越前守護代となり、長享・延徳の相論で斯波氏との間で越前の支配権と自らの家格をめぐって争い、その後守護家として幕府から認定されるにいたる。戦国期においては、守護権（国成敗権）は守護家という家によって体現されるのが大きな傾向であり、朝倉氏も守護家として認定されることと越前の支配権は深く結びついていた。そこに、戦国期の地域権力の中でも守護家を独自の存在として捉える意義が存するであろう。

Key Words：室町幕府，守護，朝倉氏

はじめに

戦国期の地域権力の性格をどのように捉えるべきかという問題については、これまで実に様々な議論がなされてきた。その全てに言及しようとするならば、優に大部の著作が出来上がるであろう。限られた紙数で行うことは不可能であるが、近年の研究動向に限定すれば、戦国期に固有の権力として「戦国大名」の概念を求める潮流が根強く存在する一方、戦国期においても室町期から連続する守護の概念を重視する見解が並存している状況がある。

この点について、日本史研究会編集委員会は、会誌の小特集「戦国期における大名権力の歴史的な性格」の「特集にあたって」において、「守護か戦国大名かという水掛け論」ではなく、「どういった権力を戦国大名、あるいは守護と規定することが、どういった課題に答えるために有効なのかという形での議論が要請される」と述べている⁽¹⁾。

私自身は、戦国期の地域権力における守護職・守護権の意義を重視する立場を取るものであるが、この提言を受けた上で、本稿において、戦国期の地域権力における守護職・守護権の意義について改めて考察し、さらにその具体例として越前朝倉氏における守護職・守護権の問題を検討したいと思う。

1 戦国期の地域権力と守護職・守護権

先にも述べたように、私は戦国期の地域権力における守護職・守護権の意義を重視し、その立場から研究を行ってきた。その意図したところは、室町期の権力体系が戦国期になってどのように変容していったかを解明し、室町期と戦国期の研究上の断絶を克服するということであった⁽²⁾。

私がそのような研究を始めた時期には、既に戦国期の地域権力については膨大な研究蓄積が存在し、特にその少し前の時期の研究においては、戦国期の地域権力を「戦国大名」という概念で捉え、その権力としての強さが強調され、室町期の守護とは全く異なる、戦国期に改めて登場した新しい権力として評価する傾向が強かつ

2008年12月5日受付／2009年1月21日受理
Norikazu IMAOKA
関西福祉大学 社会福祉学部

た⁽³⁾。

このような研究動向は高校の歴史教科書にも反映され、そこでは応仁の乱を境として室町期の権力体系は一挙に崩壊し、戦国期は「戦国大名」が自らの力で強力な支配を構築した新しい権力として登場する時期として叙述されていた。しかしこうした捉え方では、戦国期を室町期と全く異なる時期として捉え、両者の連続面を捨象してしまうことになるのではないかとというのが私の抱いた危惧であり、そのためには室町期の権力体系が戦国期になってどのように変質し、さらには崩壊していったかを具体的に明らかにすることが不可欠であると思われたのである。またそうすることによって、新しく出現してくる権力の性格もより明確になり、さらには統一政権を見通す展望も生まれてくるのではないだろうかと思えるのである。

こうした研究動向は近年には大いに異なってきており、多彩な研究が行われて室町期の研究との断絶も克服される方向にある⁽⁴⁾。しかし一方で、戦国期の地域権力における守護職・守護権の意義は限定的に評価される傾向にあり、私を含めて「戦国期守護論」と名付けられた研究の潮流に対する批判が強いのもまた現状である⁽⁵⁾。

これに対して私の発想を改めて説明するならば、いわゆる「戦国大名」を全て「戦国期守護」と置き換えて説明しようというものでは全くないし（そもそも「戦国期守護」という用語自体私自身は使用したことはない）、守護職・守護権で説明できることには限界があることも承知しているつもりである。

そのことを踏まえた上で改めて守護職・守護権の意義を考えるならば、室町期以来の守護家の場合、戦国期における地域権力の確立にあたって、守護であることによる独自の特質が想定されるのは当然であり、その点で守護ではない家とは権力の在り方が異なって然るべきであると思われる。長谷川博史は「『守護』としての機能は、多くの戦国期大名権力が有した一つの側面であって、それ以上ではない」と述べ⁽⁶⁾、また市村高男は「大内氏や今川・武田氏のような守護たちが、地域権力として自立する上で北条氏や毛利氏より有利な立場にあったことは間違いないが、その場合でさえ、守護職は重要な条件の一つであっても、絶対不可欠の条件ではなかったことに注意すべきである」と述べている⁽⁷⁾。そして長谷川博史は、一国規模を超える大規模な地域権力を「戦国期大名権力」と呼称している⁽⁸⁾。

しかし、「戦国大名」を「戦国期大名権力」と言い換

えたところで、いずれにせよ戦国期の大規模な地域権力を一つの概念で括ってしまうことは、その多様性、特に守護家の場合守護家として地域権力を確立した独自の特質を見失わせ、ひいては室町期の権力体系が戦国期にどのように変質・崩壊していったかを明らかにすることを妨げるのではないだろうか。

一方で、近年畿内近国における守護の研究は活況を呈しており⁽⁹⁾、畿内近国を戦国期においても室町幕府一守護体制の規定性の強かった地域とする認識が定着しつつあるが、こうした認識は、一面では畿内近国は守護、その他の地域は戦国大名というような安易な概念の住み分けをもたらす恐れもあろう。

戦国期における室町期の権力体系の変質・崩壊については、川岡勉の研究が重要である⁽¹⁰⁾。川岡の指摘でまず重要なのは、戦国期の地域権力が確立される段階で、当該地域が守護の本国であるか非本国であるかが権力秩序のあり方に決定的な分岐をもたらしたとする点である。そして守護本国においては多くの場合地域支配秩序の編成主体は守護権力そのものであったのに対し、非本国においては守護代や国人、在地勢力の自立化が顕著であるとされている。

実際の具体例で見ていくと、とりあえず室町幕府の直轄地域であった室町殿御分国（中部・近畿・四国・中国）では、守護本国における戦国期に入ってから地域支配秩序の編成主体は、多くは守護権力そのものである。実例としては越後上杉氏、美濃土岐氏、駿河今川氏、能登畠山氏、若狭武田氏、伊勢北畠氏（近年の研究では北畠氏は守護ではないという説も有力になってはいるが）、近江六角氏、畿内の細川・畠山氏、播磨赤松氏、但馬山名氏、阿波細川氏、伊予河野氏、周防大内氏などである⁽¹¹⁾。

一方守護の非本国においては河内畠山氏の分国越中では遊佐・神保・椎名の三郡守護代が鼎立して守護権を三分割し、近江京極氏の分国出雲では守護代尼子氏に守護権が移譲され、但馬山名氏の分国備後では山内氏を中心とする国人のネットワークが地域支配の主導権を掌握していた⁽¹²⁾。

こうした状況が生まれたのは、戦国期において地域の自立傾向が顕著となる中で、幕府の地方支配のシステムが健全に機能することを前提として成立していた守護の遠隔地の非本国に対する支配が、もはや成立し得なくなったことによるものであろう。そして守護は一般的に在京をやめて本国に在国するようになり、そこでは守護が室町期以来築いてきた支配権が強化されて、守護によ

る地域権力の確立が多くの地域で実現したのである。

またその際、守護の在京を原則として成立していた守護の分国支配のシステムは大きな変化を迫られることになり、場合によっては守護と守護代の激しい闘争が起こる。旧稿で検討した近江の場合には、守護六角氏と守護代伊庭氏の間で激しい闘争が繰り返され、これに勝利した六角氏が地域権力を確立したのである⁽¹³⁾。

こうした守護が地域権力として優位を保つ状況はいつ頃まで続くのであろうか。これに関して、平出真宣は戦国期の政治権力の段階的な差異を細かく設定する必要性を提唱している⁽¹⁴⁾。傾聴すべき見解であり、特に大永年間には私も画期として重要であると考え、さらに大きく見れば、とりあえず室町殿御分国に限ってのことであるが、やはり16世紀中葉を最大の画期とみなすべきであろう。私は旧稿において戦国期の「国役」について検討し、そこから16世紀中葉に幕府一守護体制が最終的に崩壊し、以後新たな段階の権力が一般的に確立するとの見通しを述べた⁽¹⁵⁾。

実際この時期に旧守護勢力と新興勢力との交代は顕著となるのであり、それを象徴する具体例としては、畿内においては天文18年（1549）の江口の戦いに勝利した三好長慶が前將軍足利義晴・將軍義輝父子と細川晴元を京都から放逐し、中国地方においては天文20年（1551）に周防他の有力守護大内義隆が陶隆房の反乱によって自害を遂げるのである。

また一方でこの時期に新興勢力の台頭が顕著となるのであるが、実際に一国人から身を起して一国規模以上の地域権力となったのは毛利氏と長宗我部氏ぐらいであり、九州を加えても龍造寺氏ぐらいしか例はなく、それがいずれも16世紀後半のことであるのは注意すべきである。このことは、いわゆる「下剋上」が実際にはきわめて困難であり、また室町期の権力体系は一般的なイメージよりもずっと強靱に残存していたことを示している。

いわゆる「下剋上」の限界については川岡勉も言及しており、「ほとんどの場合、当主を排斥したのち、これに代わる当主（実子や養子・一族など）を迎えて推戴していくのであり、家臣のうちの誰かが君位を篡奪する例は少ない。むしろ、有力家臣たちは当主を排除することで守護家に結集する権力集団の存続をはかるのであり、守護代が実権を掌握する場合でも守護家の家格は根強く維持されたまま守護代との重層的権力構造が展開する。守護職が特定の家によって体現される面をもち、その職を保持する資格は家格と深く結びつくという構造は容易

に破棄されないものである。このことは、いわゆる『下剋上』という捉え方を相対化していく必要を示していると言えるであろう」と述べている⁽¹⁶⁾。

守護職が特定の家によって体現され、家格と深く結びついているという点については私も旧稿で述べたところであるが⁽¹⁷⁾、これはたいへん重要である。そうであれば、特に16世紀中葉までの時期において、守護家でない家が一国規模以上の地域権力を確立するためには、どのようにしてその正当性を確保するのであろうか。これに関して、私は旧稿において出雲尼子氏の場合を検討し、尼子氏が京極氏の守護権を継承し、さらにそれを幕府に認定されることによって支配の正当性を獲得したことを述べた⁽¹⁸⁾。このことについて、尼子氏と同様、16世紀中葉までの段階で守護家ではなくして一国の支配を確立した数少ない例である朝倉氏の場合がどのようであったかは興味深い問題と言えるだろう。次にそれについて具体的に見ていきたい。

2 朝倉孝景の越前守護職について

朝倉氏はもともと但馬の朝倉庄を名字の地とする鎌倉幕府の御家人であり、やがて足利氏一族の斯波氏に従い、斯波氏が越前守護となると朝倉氏も越前に土着し、斯波氏の重臣の家柄の一つとなって活躍した。

朝倉氏の戦国期の地域権力としての基礎を築いたとされるのが応仁の乱で活躍した朝倉孝景である。孝景は応仁の乱に際して当初西軍の有力武将として活動したが、東軍側からの誘いを受けて東軍に寝返ることになる。これに際して孝景は文明3年（1471）5月21日に將軍足利義政から御内書を賜るが、その文面が研究史上大きな問題となっている。

まず『大日本史料』は、同日条において、『古証文』所収のこの御内書を引用し、その文面にある「越前国守護職事、被任望申旨畢」の文言から、この時朝倉孝景が越前守護に任ぜられたものとした。これは長らく通説となり、孝景は一般に越前守護とみなされ、辞典などの記述もこれに従っていた。

これに対して重松明久は、この御内書の書式上の問題や、他の史料との整合性から、この御内書を偽文書とみる説を唱えた⁽¹⁹⁾。その後、1976年になって、この御内書を収録した新史料『朝倉家記』（富山県立図書館所蔵、1982年に富山県郷土史会より刊行）が発見され、これに基づいて、松原信之は同書に収録された他の文書を合わせて検討し、この御内書の偽作説を否定した⁽²⁰⁾。

これに対して重松明久は、『朝倉家記』の成立の事情などから、再びこの御内書と、それに副えられた細川勝元の副状を偽文書とみる説を唱えている⁽²¹⁾。

『朝倉家記』に収録された文書群は、後に述べる長享・延徳年間に朝倉氏と斯波氏が越前の支配権を争った相論に関するものが大きな比重を占めており、この相論に対応して集成されたものと考えられるが、重松明久は先の御内書と副状を、この相論を有利に運ぶために朝倉氏が偽作したものとしている。

しかし、仮にこの二通が延徳の相論に際して偽作されたものとすれば、文書の発給された文明3年(1471)から20年ほどしか経ておらず、重松の言うように発給主体である足利義政と細川勝元は既に死没しているものの、文書発給に関わった幕府関係者の生存している可能性は多分であろう。そのような時期にこれらの文書を偽作するであろうか。しかも文書の文言はさわめて曖昧であり、相論を有利に運ぶためにわざわざそのように曖昧な文言の文書を偽作するとも考えにくい。従って、これらの文書を偽作とみなす根拠は薄弱であり、これらの文書は信用に値するのではないかというのが現在のところ私の一応の結論である。

これらの文書を信用に値するものとすれば、この時朝倉孝景に与えられたのはどのような権限であったのかが次に問題となる。これについて、松原信之は「孝景一代に限る「委任」に等しい守護職の「補任」」であったとし⁽²²⁾、白崎昭一郎もほぼ同様の見解をとっている⁽²³⁾。

これに対して、佐藤圭はその10年前にも孝景が足利義政から越前の守護代職について相談を受けていることから、この時に内々申請していた守護代の地位を得たものとしており⁽²⁴⁾、重松明久・松浦義則・小泉義博も孝景の地位を守護代としている⁽²⁵⁾。

松原の説はこの後朝倉氏が史料上再び守護代として見えることから、一代限りの守護職を発想したものと思われるが、室町初期から守護職は既に「相伝の職」として意識されていたのであり⁽²⁶⁾、一度守護となった家が後にまた守護代を務めるなどという事態は考え難い。一代限りの守護職では朝倉氏にとってもあまり意味は無いし、幕府の方にもそのような処置をする必然性は無いと思われる。また、既に指摘されていることであるが、守護職の補任は將軍の御判御教書で行われるのが通例であって御内書で行われるものではなく、しかもこの時の御内書の文言はどう見ても直接に守護職の補任を示すものではない。私はやはりこの時に孝景の得た地位は守護

代と見るのが妥当と考える。

松原・重松の両氏が引用している『経覚私要鈔』には文明4年(1472)9月頃的情勢として「朝倉為守護分」という記述があり、「守護分」という表現の解釈は微妙であるが、この頃権門においても朝倉氏が守護に関する権限を与えられたと認識されていたことが窺える。また文明4年以降、朝倉氏は奉書を発給するようになる⁽²⁷⁾。先の文明3年の御内書以降、朝倉氏が一定の守護権限を得たことは間違いなく、それは守護代の地位を得たことであると考えられる。そして『大乘院寺社雑事記』文明15年(1483)4月30日条には「越前国甲斐朝倉和與也、越前国守護代朝倉、遠江国守護代甲斐、尾張守護代織田、主人屋形ハ治部大輔義簾治定」とあって、もと越前の守護代であった甲斐氏との確執が解消し、朝倉孝景の子である氏景が守護代として幕府から認定されている。

朝倉孝景の越前国における支配権がどのようにして確立したかを明らかにするには、別に支配の実態を検討する必要があるが、同時にある段階で孝景が幕府から越前における守護権を守護代という形で認定される必要があったことも確かであり、そこに戦国初期における守護職・守護権の意義も存在したと言えるのではないだろうか。

朝倉氏の守護権は、孝景の孫である貞景の時期に再び問題となる。それが斯波義寛との間の長享・延徳の相論である。次にその事件について検討したい。

3 長享・延徳の相論について

先に述べたように、長享・延徳の相論とは、朝倉孝景の孫である貞景と元来越前の守護家であった斯波義寛との間で争われた、越前国の支配権をめぐる相論である。1976年に、この相論の関係文書を多数収録した新史料『朝倉家記』が発見され、これによってこの相論の実態が飛躍的に明らかとなった。また関係する記事が『大乘院寺社雑事記』・『蔭涼軒日録』などに散見する。

この相論の詳細な経過については、既に挙げた松原信之・重松明久の論稿に詳しく述べられているのでそちらを参照されたい⁽²⁸⁾。概略を述べると、長享元年(1487)、將軍足利義尚は近江守護六角高頼を討伐するため近江に出陣したが、この時斯波義寛と朝倉貞景との間で越前の支配権をめぐる相論が勃発して幕府に持ち込まれ、幕府もその対応に苦慮した。この相論は延徳4年(明応元年、1492)頃まで続いたと見られる。

この相論で繰り返し問題にされているのは、越前国が

朝倉氏の「分国」ないしは「成敗」であって朝倉氏が支配権を有するのかどうかと、もう一つは朝倉氏が「公方奉公分」すなわち將軍の直臣であるのか、それとも斯波氏の被官であるのかということであった。

この相論が最終的にどのように決着したのかを明確に物語る史料はないが、『蔭涼軒日録』延徳4年(1492)4月10日条では、斯波義寛方の尾張守護代織田敏定の言葉として、「況朝倉事者普代之被官也、直參相府押領屋形本国致不義緩怠者、豈不鬱憤乎」と述べて相論の裁定に関与した幕府の有力者播磨守護赤松氏の重臣浦上則宗の処置を恨んでいるので、朝倉氏が將軍の直臣であることは認定されたようであり、その後の幕府との関係を見ても、朝倉氏の越前に対する支配権は幕府から公認されていたと考えられる⁽²⁹⁾。

この相論についてまず重要なことは、一国の支配権が幕府において争われたということである。このことは、少なくとも戦国初期のこの時期においては、国単位の支配権を確立するには幕府による認定が必要であったことを示している。

次に、相論において争点となったのが、越前国の支配権と同時に朝倉氏が將軍の直臣であるかそれとも斯波氏の被官であるかであったということである。このことは、一国の支配権が身分・家格と不可分に結びついていたことを示している。守護代は通常守護の被官であり、朝倉氏が守護家の斯波氏をはねのけて越前国の実質的な支配権を獲得するには、まず將軍の直臣であることが必要だったのである。

このことは、先に述べた守護職の特性、即ち守護職が特定の家によって体现され、家格と深く結びついていたということを証明するものと言えるだろう。特に戦国期になると、一方で地域を実力で占拠するという事態が多発するが、それを正当化するためにはその地域の支配者たる家格を幕府から認定される必要があったのである。

朝倉氏はこの後、貞景の子である孝景の代になって享祿元年(1528)に御供衆に加えられ(『室町家御内書案』)、天文7年(1538)には御相伴衆に加えられている(『御内書案』)。室町期には御供衆は將軍直臣の首席や弱小守護家の当主・子弟で構成され、また御相伴衆は有力守護によって構成されていたのであり、二木謙一によれば戦国期には共に名譽的称号化して新興大名が新しく加わり、朝倉氏もその一例とされるが⁽³⁰⁾、その他に加わったメンバーを見ても概ね御供衆は一国規模には及ばない有力領主、御相伴衆は一国規模以上の地域権力

である。このことは、戦国期になって御供衆・御相伴衆が名譽的称号化してもその格式は維持されていることを示しており、また朝倉氏もそこに加わっていることは朝倉氏が幕府から守護家として認定されていたことを示すものと言えるだろう。

結びにかえて

これまで見てきたように、朝倉氏は文明3年(1471)に越前守護代となって幕府から越前国における守護権限を与えられ、文明15年(1483)にはもと守護代であった甲斐氏との確執を解消して幕府から改めて守護代として確定され、長享・延徳の相論によって將軍直臣としての身分と越前国の実質的な支配権を確立し、16世紀前半に御供衆さらには御相伴衆に召し加えられて幕府から守護家としての家格を認定されたのである。

朝倉氏の越前支配の実態がどのように推移していったかは別に検討されねばならないが、こうした一連の流れは、朝倉氏が守護職・守護権にこだわり、幕府との関係の中でそれを存分に活用しながら地域支配を確立していったことを物語っている。その意味で、朝倉氏における守護職・守護権の意義は、独自に地域支配を確立した上で守護職を得た毛利氏などとは大きく異なると考えられ、そこに朝倉氏を戦国期における守護権力として捉える意味も存するものと思われる。

また、川岡勉は、守護職を「個別領主権を超える国成敗権(一国知行権)を幕府側から表現した言葉」と捉え、戦国期における国成敗権の自立を論じているが⁽³¹⁾、朝倉氏の例を見ても、戦国期には守護権が守護職の補任よりも守護家という家によって体现されるのが大きな傾向であると思われる。

旧稿で検討した尼子氏の場合も、天文21年(1552)に出雲ほか八カ国の守護職に補任されているが、出雲・隱岐の補任状には「任惣領割分之旨」という文言があり、当主の晴久が守護職に補任される以前から守護家として守護権を認定されていたことがわかる。

晴久の先代経久は、守護京極氏の守護代であったが、『大館常興書札抄』に「雲州守護」と記されていることから、いつかの時点で幕府から守護として認定され、同時に尼子氏は守護家としての家格を獲得したものと思われる。それを反映するのが「任惣領割分之旨」の文言といえよう⁽³²⁾。

このように、戦国期の守護権は守護家という家によって体现されていた。とすれば、川岡勉のいう「国成敗

権」もまたまずは守護家によって体现されるのが主流であり、そこに戦国期の地域権力の中で守護家を独自の存在として捉える意義も存するであろう。このような視点から、そのことが守護家の地域支配の実態にどのように反映されているかを、今後改めて検討していかねばならない。

(註)

- (1) 『日本史研究』519, 2005年.
- (2) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』278, 1985年).
- (3) 代表的なものとして勝俣鎮夫『戦国法成立史論』(東京大学出版会, 1979年).
- (4) 近年の研究動向については平出真宣「戦国期政治権力論の展開と課題」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』, 思文閣出版, 2007年)参照.
- (5) 代表的なものとして長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(吉川弘文館, 2000年).
- (6) 長谷川博史「戦国期西国の大名権力と東アジア」(『日本史研究』519, 2005年).
- (7) 市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」(『日本史研究』519, 2005年).
- (8) 長谷川博史註(6)前掲稿.
- (9) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版, 2003年), 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(清文堂出版, 2006年), 野田泰三「戦国期における守護・守護代・国人」(『日本史研究』464, 2001年)など.
- (10) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館, 2002年).
- (11) 各地域の戦国期の政治過程については, 各地域の自治体史などを参照.
- (12) 川岡勉註(10)前掲書.
- (13) 今岡典和「戦国期の幕府と守護」(『ヒストリア』99, 1983年).
- (14) 平出真宣註(4)前掲稿.
- (15) 今岡典和「幕府一守護体制の変質過程」(『史林』68-4, 1985年).
- (16) 川岡勉註(10)前掲書.
- (17) 今岡典和「戦国期の守護権力」(『史林』66-4, 1983年).
- (18) 今岡典和同稿.
- (19) 重松明久「朝倉孝景と越前守護職」(『若越郷土研究』

18-3, 1973年).

- (20) 松原信之「朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について」(『若越郷土研究』21-6, 1976年).
 - (21) 重松明久「朝倉孝景の任越前守護職をめぐる」(『史学研究』136, 1978年).
 - (22) 松原信之『越前朝倉氏の研究』(吉川弘文館, 2008年).
 - (23) 白崎昭一郎「勃興期朝倉氏に関する二・三の問題点」(『若越郷土研究』22-1, 1977年).
 - (24) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第五回企画展図録『戦国大名越前朝倉氏の誕生』(佐藤圭執筆, 1992年).
 - (25) 重松明久註(21)前掲稿, 松浦義則「「戦国大名朝倉氏領国と寺社領」」(『福井大学教育学部紀要』Ⅲ社会科学33, 1983年), 小泉義博「中津原村と少林寺」(『武高評論』12, 1981年).
 - (26) 田沼睦「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史』中世4, 1976年).
 - (27) 松原信之註(22)前掲書.
 - (28) 松原信之註(20)前掲稿・重松明久註(21)前掲稿.
 - (29) 朝倉氏の歴代と幕府との関係については, 佐藤圭「朝倉氏と室町幕府」(水野和雄・佐藤圭編『戦国大名朝倉氏と一乗谷』, 高志書院, 2002年)参照.
 - (30) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館, 1985年).
 - (31) 川岡勉註(10)前掲書.
 - (32) 今岡典和註(17)前掲稿.
- (付記) 本稿を成すにあたり, 佐藤圭氏には史料について種々御教示を頂いた。末尾ながら記して謝意を表する次第である。